定期預金（積金）規定集

令和８年１０月１日現在

このたびは、定期預金をご契約いただきありがとうございます。
該当する規定は、証書及び通帳によりご契約いただきました定期預金の基本となるものですから、ご一読ください。

《目　次》

期日指定定期預金規定……１頁
自動継続期日指定定期預金規定……２頁
自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）……４頁
自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）……７頁
自由金利型定期預金規定（大口定期）……１０頁
自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）……１２頁
変動金利定期預金規定……１５頁
自動継続変動金利定期預金規定……１８頁
定期預金共通規定……２１頁
定期積金規定……２６頁

期 日 指 定 定 期 預 金 規 定

＜自由金利型＞

１．（預金の支払い時期等）

(1)　この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

(2)　満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（証書表面または、通帳記載の据置期間満了日）から証書表面または、通帳記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその１か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、１万円以上の金額で指定してください。

(3)　満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。

(4)　指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

２．（利　息）

(1)　この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

①　１年以上２年未満　　証書表面または、通帳記載の「２年未満」の利率

②　２年以上　　証書表面または、通帳記載の「２年以上」の利率（以下「２年以上利率」といいます。）

(2)　この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3)　当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第 3 条第 4 項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。）によって１年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

②　６か月以上１年未満　　２年以上利率×40％

③　１年以上１年６か月未満　　２年以上利率×50％

④　１年６か月以上２年未満　　２年以上利率×60％

⑤　２年以上２年６か月未満　　２年以上利率×70％

⑥　２年６か月以上３年未満　　２年以上利率×90％

(4)　この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

－このほか、「定期預金共通規定」を参照してください。－

以　　上

自 動 継 続 期 日 指 定 定 期 預 金 規 定

＜自由金利型＞

１．（自動継続）

⑴　この預金は、証書表面又は、通帳記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続の回数は当金庫所定の回数を限度とします。

⑵　この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

⑶　継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

２．（預金の支払時期等）

⑴　この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

①　満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日は、この預金の全部または一部について預入日の１年後の応当日（証書表面又は、通帳記載の据置期間の満了日。継続をしたときはその継続日の１年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは当店にその１か月前までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、１万円以上の金額で指定してください。

②　継続停止の申出があり満期日の指定がないとき（次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。）は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が解約されたときの残りの金額について満期日の指定がないときも同様とします。

⑵　指定された満期日から１か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から１か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

⑶　継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

３．（利　息）

⑴　この預金の利息は、継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって１年複利の方法で計算します。

①１年以上２年未満　　証書表面又は、通帳記載の「２年未満」の利率

②２年以上　　証書表面又は、通帳記載の「２年以上」の利率（以下「２年以上利率」といいます。）

⑵　継続後の預金の利息についても前項と同様の方法で計算します。

⑶　継続する場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ

入金、または元金に組入れます。

(4)　指定された満期日から１か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(5)　当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第 3 条第 4 項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。）によって１年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

①	６か月未満	解約日における普通預金の利率
②	６か月以上１年未満	２年以上利率×40％
③	１年以上１年６か月未満	２年以上利率×50％
④	１年６か月以上２年未満	２年以上利率×60％
⑤	２年以上２年６か月未満	２年以上利率×70％
⑥	２年６か月以上３年未満	２年以上利率×90％

(6)　この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

－このほか、「定期預金共通規定」を参照してください。－

以　上

自 由 金 利 型 定 期 預 金(M型)規 定　（スーパー定期）

１．（預金の支払時期）

自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、証書表面又は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

２．（利　息）

(1)　この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）及び証書表面又は、通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①　預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書表面又は、通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。なお、預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型２年定期預金（M型）」といいます。）にかぎり、中間払利息を定期預金とすることができます。

Ａ　現金で受け取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書、または、通帳とともに提出してください。

Ｂ　預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

Ｃ　定期預金とする場合には、中間利払日にその自由金利型２年定期預金（M型）と満期日を同一にするこの預金（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

②　預入日の３年後の応答日から預入日の５年後の応答日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①にかかわらず約定日数および約定利率によって６か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③　中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2)　この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3)　当金庫がやむをえないと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第３条第４項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期

間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。なお、この預金のうち複利型のこの預金の利息計算は６か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	６か月未満	解約日における普通預金の利率
B	６か月以上１年未満	約定利率×50%
C	１年以上３年未満	約定利率×70%

② 預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	６か月未満	解約日における普通預金の利率
B	６か月以上１年未満	約定利率×40%
C	１年以上１年６か月未満	約定利率×50%
D	１年６か月以上２年未満	約定利率×60%
E	２年以上２年６か月未満	約定利率×70%
F	２年６か月以上４年未満	約定利率×90%

③ 預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	６か月未満	解約日における普通預金の利率
B	６か月以上１年未満	約定利率×40%
C	１年以上１年６か月未満	約定利率×50%
D	１年６か月以上２年未満	約定利率×60%
E	２年以上２年６か月未満	約定利率×70%
F	２年６か月以上３年未満	約定利率×80%
G	３年以上５年未満	約定利率×90%

④ 預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	６か月未満	解約日における普通預金の利率
B	６か月以上１年未満	約定利率×30%
C	１年以上１年６か月未満	約定利率×40%
D	１年６か月以上２年未満	約定利率×50%
E	２年以上２年６か月未満	約定利率×60%
F	２年６か月以上３年未満	約定利率×70%
G	３年以上４年未満	約定利率×80%
H	４年以上５年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割りで計算します。

３．（中間利息定期預金）

(1)　中間利息定期預金の利息については、上記２．の規定を準用します。

(2)　中間利息定期預金については、原則として預金証書の発行または、通帳に記載しないこととし、次により取扱います。

①　中間利息定期預金の内容については別途に連絡します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②　中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、または中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印してください。通帳式の場合は当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

－このほか、「定期預金共通規定」を参照してください。－

以　上

自動継続自由金利型定期預金(M型)規定（スーパー定期）

１．（自動継続）

(1)　自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、証書表面または、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続の回数は当金庫所定の回数を限度とします。

(2)　この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫の所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3)　継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後支払います。

２．（利　息）

(1)　この預金の利息は、預入日（継続をしたときは、その継続日。以下、２．(1)および(2)において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面または通帳記載の利率（継続後の預金については上記１．(2)の利率、以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払は次によります。

①　預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日から１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書表面または、通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型２年定期預金（M型）」といいます。）にかぎり、中間払利息を定期預金とすることができます。

②　預入日の３年後の応答日から預入日の５年後の応答日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①にかかわらず約定日数および約定利率によって６か月複利の方法で計算し、満期日に支払います。

③　中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

(2)　この預金の利息の支払は、次のとおり取扱います。

①　預入日の１か月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②　自動継続自由金利型２年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A　預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B　中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型２年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。満期払利息は、満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型２年定期預金（M型）に継続します。

③　預入日の２年後の応当日の翌日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息はあらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④　利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書又は、通帳とともに提出してください。

(3)　継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4)　当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第３条第４項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日、以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。なお、この預金のうち複利型のこの預金の利息計算は６か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。ただし中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①　預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

B　６か月以上１年未満　　約定利率×50％

C　１年以上３年未満　　約定利率×70％

②　預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

B　６か月以上１年未満　　約定利率×40％

C　１年以上１年６か月未満　　約定利率×50％

D　１年６か月以上２年未満　　約定利率×60％
E　２年以上２年６か月未満　　約定利率×70％
F　２年６か月以上４年未満　　約定利率×90％

③　預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満　　解約日における普通預金の利率
B　６か月以上１年未満　　約定利率×40％
C　１年以上１年６か月未満　　約定利率×50％
D　１年６か月以上２年未満　　約定利率×60％
E　２年以上２年６か月未満　　約定利率×70％
F　２年６か月以上３年未満　　約定利率×80％
G　３年以上５年未満　　約定利率×90％

④　預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満　　解約日における普通預金の利率
B　６か月以上１年未満　　約定利率×30％
C　１年以上１年６か月未満　　約定利率×40％
D　１年６か月以上２年未満　　約定利率×50％
E　２年以上２年６か月未満　　約定利率×60％
F　２年６か月以上３年未満　　約定利率×70％
G　３年以上４年未満　　約定利率×80％
H　４年以上５年未満　　約定利率×90％

(5)　この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

３．（中間利息定期預金）

(1)　中間利息定期預金については、前記２．の規定を準用します。

(2)　中間利息定期預金については、原則として預金証書の発行又は、通帳に記載しないこととし、次により取扱います。

①　中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②　中間利息定期預金をこの預金とともに解約もしくは書替継続するとき、及び中間利息定期預金のみを解約もしくは書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印してください。通帳式の場合は当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。

－このほか、「定期預金共通規定」を参照してください。－

以　上

自 由 金 利 型 定 期 預 金 規 定（大口定期）

１．（預金の支払時期）

この預金は、証書表面または、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

２．（利　息）

(1)　この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面または、通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①　預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書表面または、通帳記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A　現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書、または、通帳とともに提出してください。

B　預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②　中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2)　この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3)　当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第３条第４項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①　預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

B　６か月以上１年未満　　約定利率×50％

C　１年以上３年未満　　約定利率×70％

②　預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満　　解約日における普通預金の利率

B　６か月以上１年未満　　約定利率×40％
C　１年以上１年６か月未満　約定利率×50％
D　１年６か月以上２年未満　約定利率×60％
E　２年以上２年６か月未満　約定利率×70％
F　２年６か月以上４年未満　約定利率×90％

③　預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満　　解約日における普通預金の利率
B　６か月以上１年未満　　約定利率×40％
C　１年以上１年６か月未満　約定利率×50％
D　１年６か月以上２年未満　約定利率×60％
E　２年以上２年６か月未満　約定利率×70％
F　２年６か月以上３年未満　約定利率×80％
G　３年以上５年未満　　約定利率×90％

④　預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A　６か月未満　　解約日における普通預金の利率
B　６か月以上１年未満　　約定利率×30％
C　１年以上１年６か月未満　約定利率×40％
D　１年６か月以上２年未満　約定利率×50％
E　２年以上２年６か月未満　約定利率×60％
F　２年６か月以上３年未満　約定利率×70％
G　３年以上４年未満　　約定利率×80％
H　４年以上５年未満　　約定利率×90％

(4)　この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

－このほか、「定期預金共通規定」を参照してください。－

以　　上

自 動 継 続 自 由 金 利 型 定 期 預 金 規 定（大口定期）

１．（自動継続）

(1)　自動継続自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書表面または、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続の回数は当金庫所定の回数を限度とします。

(2)　この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3)　継続を停止するときは、満期日（継続をしたときは、その満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

２．（利　息）

(1)　この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、２．(1)および(2)において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面または、通帳記載の利率（継続後の預金については上記１．(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。

①　預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書表面または、通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70％を乗じた利率、ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

②　中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

(2)　この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①　預入日の１ヶ月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

②　預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③　利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または、通帳とともに提出してください。

(3)　継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日また

は書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(4)　当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第３条第４項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①　預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	６か月未満	解約日における普通預金の利率
B	６か月以上１年未満	約定利率×50％
C	１年以上３年未満	約定利率×70％

②　預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	６か月未満	解約日における普通預金の利率
B	６か月以上１年未満	約定利率×40％
C	１年以上１年６か月未満	約定利率×50％
D	１年６か月以上２年未満	約定利率×60％
E	２年以上２年６か月未満	約定利率×70％
F	２年６か月以上４年未満	約定利率×90％

③　預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A	６か月未満	解約日における普通預金の利率
B	６か月以上１年未満	約定利率×40％
C	１年以上１年６か月未満	約定利率×50％
D	１年６か月以上２年未満	約定利率×60％
E	２年以上２年６か月未満	約定利率×70％
F	２年６か月以上３年未満	約定利率×80％
G	３年以上５年未満	約定利率×90％

④　預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

A	６か月未満	解約日における普通預金の利率
B	６か月以上１年未満	約定利率×30％
C	１年以上１年６か月未満	約定利率×40％
D	１年６か月以上２年未満	約定利率×50％
E	２年以上２年６か月未満	約定利率×60％

Ｆ　２年６か月以上３年未満　　約定利率×70％
Ｇ　３年以上４年未満　　約定利率×80％
Ｈ　４年以上５年未満　　約定利率×90％

(5)　この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

－このほか、「定期預金共通規定」を参照してください。－

以　　上

変 動 金 利 定 期 預 金 規 定

１．（預金の支払時期）

この預金は、証書表面または、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。

２．（利率の変更）

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする自由金利型定期預金（M型）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

３．（利　息）

(1)　この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①　預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書表面または、通帳記載の中間利払利率（上記２．により利率を変更したときは、変更後の利率に70％を乗じた利率、ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A　現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または、通帳とともに提出してください。

B　預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

②　中間利払日数および証書表面または、通帳記載の利率（上記２．により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。

③　預入日の３年後の応答日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①、②にかかわらず、預入日から満期日の前日までの日数について約定利率によって６か月複利の方法で計算し、満期日以降にこの預金とともに支払います。

(2)　この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3)　当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第３条第４項の規定により解約する場合には、その利息は、次のとお

り支払います。

① 複利型のこの預金を満期日前に解約する場合

預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。）によって６か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

A	６か月未満	解約日における普通預金の利率
B	６か月以上１年未満	約定利率×40%
C	１年以上１年６か月未満	約定利率×50%
D	１年６か月以上２年未満	約定利率×60%
E	２年以上２年６か月未満	約定利率×70%
F	２年６か月以上３年未満	約定利率×90%

② 単利型のこの預金を満期日前に解約する場合

A 預入日の６か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

B 預入日の６か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は中間払利息の合計額）との差額を清算します。

a 預入日の１年後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日とした場合

イ	６か月以上１年未満	約定利率×50%
ロ	１年以上３年未満	約定利率×70%

b 預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

イ	６か月以上１年未満	約定利率×40%
ロ	１年以上１年６か月未満	約定利率×50%
ハ	１年６か月以上２年未満	約定利率×60%
ニ	２年以上２年６か月未満	約定利率×70%
ホ	２年６か月以上３年未満	約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

－このほか、「定期預金共通規定」を参照してください。－

以　上

自 動 継 続 変 動 金 利 定 期 預 金 規 定

１．（自動継続）

(1)　この預金は、証書表面または、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。ただし、継続の回数は当金庫所定の回数を限度とします。

(2)　この預金の継続後の利率は、継続日を預入日としその６か月後の応当日を満期日とする預入金額に応じた自由金利型定期預金（M型）（ただし、自由金利型定期預金の最低金額以上のこの預金については、自由金利型定期預金）の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3)　継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

２．（利率の変更）

この預金の利率は、預入日（継続をしたときはその継続日、２．および３．(1)において同じです。）から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、 その日を預入日としてその６か月後の応当日を満期日とする自由金利定期預金（M型）または、自由金利定期預金の６か月もの店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当金庫所定の利率を加える方式により算定するものとします。ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

３．（利　息）

(1)　この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

①　預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の６か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および証書表面または、通帳記載の中間利払利率（上記２．により利率を変更したときは、変更後の利率に70％を乗じた利率、継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70％を乗じた利率、ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

②　中間利払日数および証書表面または、通帳記載の利率（上記２．により利率を変更したときは、変更後の利率、継続後の預金については、上記１．(2)の利率、以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の

合計額）を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③　預入日の３年後の応答日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①、②にかかわらず、預入日から満期日の前日までの日数について約定利率によって６か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。

④　利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または、通帳とともに提出してください。

(2)　継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

(3)　当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第３条第４項の規定により解約する場合には、その利息は次により支払います。

①　複利型のこの預金を満期日前に解約する場合

預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。）によって６か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。

A	６か月未満	解約日における普通預金の利率
B	６か月以上１年未満	約定利率×40%
C	１年以上１年６か月未満	約定利率×50%
D	１年６か月以上２年未満	約定利率×60%
E	２年以上２年６か月未満	約定利率×70%
F	２年６か月以上３年未満	約定利率×90%

②　単利型のこの預金を満期日前に解約する場合

A　預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の６か月後の応当日前に解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

B　預入日の６か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの

日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第 4 位以下は切捨てます。また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は中間払利息の合計額）との差額を清算します。

a　預入日の１年後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

イ　６か月以上１年未満　　約定利率×50％

ロ　１年以上３年未満　　約定利率×70％

b　預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

イ　６か月以上１年未満　　約定利率×40％

ロ　１年以上１年６か月未満　　約定利率×50％

ハ　１年６か月以上２年未満　　約定利率×60％

ニ　２年以上２年６か月未満　　約定利率×70％

ホ　２年６か月以上３年未満　　約定利率×90％

(4)　この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

－このほか、「定期預金共通規定」を参照してください。－

以　上

定 期 預 金 共 通 規 定

１．（証券類の受入れ）

(1)　小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

(2)　受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書によるものは証書と引換えに、通帳によるものは当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

２．（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第３条第４項第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第３条第４項第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

３．（預金の解約、書替継続）

(1)　この預金を解約または書替継続するときは、証書によるものは証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。通帳によるものは当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

(2)　期日指定定期預金の一部について解約または書替継続するときは当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書又は、通帳とともに当店に提出してください。

(3)　前項の解約または書替継続の手続きに加え、当該預金の解約または書替継続の手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認の提示等の手続きを求めることがあります。

この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続の手続きを行いません。

(4)　次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

①　預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②　預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

Ａ．暴力団

Ｂ．暴力団員

Ｃ．暴力団準構成員

Ｄ．暴力団関係企業

Ｅ．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

Ｆ．その他本号ＡからＥに準ずる者

③　預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

Ａ．暴力的な要求行為

Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

Ｅ．その他本号ＡからＤに準ずる行為

４．（届出事項の変更、証書、通帳の再発行等）

⑴　証書、通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

⑵　証書、通帳または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

⑶　証書、通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。

５．（印鑑照合）

証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

６．（譲渡、質入れの禁止）

⑴　この預金および証書、通帳は、譲渡または質入れすることはできません。

⑵　当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

７．（成年後見人等の届出）

⑴　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

⑵　家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

⑶　すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前２項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

⑷　前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

⑸　前４項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

８．（保険事故発生時における預金者からの相殺）

(1)　①　この預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

②　定期預金は、期日指定定期預金規定１．(1)および(2)、自動継続期日指　定定期預金規定２．(1)および(2)、にかかわらず前号と同様の取扱いといたします。

(2)　前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①　相殺通知は書面によるものとします。証書（通帳）は、届出の印章により記名押印（通帳は払戻請求書に記名押印）して通知と同時に提出してください。

②　複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。

③　前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。

④　第２号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)　第１項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

①　この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。

②　借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

(4)　第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

９．（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

(1)　この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①　当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日

②　将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

④ この預金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 第１項第２号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日

(a) 異動事由（当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）

(b) 当金庫が預金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと／当該手続が終了した日

④ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等

１０．（休眠預金等代替金に関する取扱い）

(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 預金者等は、第１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの

（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと

② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第３項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

② この預金について、第３項第２号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

１１．（規定の変更）

本規定の各条項は、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、店頭への表示またはその他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。

以　上

定　期　積　金　規　定

１．（掛金の払込み）

定期積金（以下「この積金」といいます。）は、証書記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず証書をお差出しください。

２．（証券類の受入れ）

(1)　小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。

(2)　受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は証書の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。

３．（給付契約金の支払時期）

この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。

４．（払込みの遅延）

この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または証書記載の年利回（年 365 日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。

５．（給付補てん金等の計算）

(1)　この積金の給付補てん金は、証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

(2)　約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。

①　この積金の契約期間中に証書記載の掛金総額に達しないときは、初回払込日から満期日の前日（解約日が満期日の翌日以後の場合は解約日の前日）までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

②　当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前の解約をするときおよび第９条第３項の規定により解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③　この計算の単位は 100 円とします。

６．（先払割引金の計算等）

(1)　この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を証書記載の利回に準じて満期日に計算します。

(2)　先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。

７．(満期日以後の利息)

この積金を満期日以後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。

８．（反社会的勢力との取引拒絶）

この積金は、第９条第３項第１号、第２号ＡからＦおよび第３号ＡからＥのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第９条第３項第１号、第２号ＡからＦまたは第３号ＡからＥの一にでも該当する場合には、当金庫はこの積金の契約をお断りするものとします。

９．（解　約）

(1)　この積金を解約するときは、所定の受取欄に届出の印章により、記名押印して当店に提出してください。

(2)　前項の解約手続に加え、当該積金の解約手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約手続を行いません。

(3)　次の各号の一にでも該当し、この積金を継続することが不適切である場合には、当金庫は積金契約者に通知することによりこの積金を解約することができるものとします。

①　積金契約者が契約申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②　積金契約者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

Ａ．暴力団

Ｂ．暴力団員

Ｃ．暴力団準構成員

Ｄ．暴力団関係企業

Ｅ．総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

Ｆ．その他本号ＡからＥに準ずる者

③　積金契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

Ａ．暴力的な要求行為

Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

Ｅ．その他本号ＡからＤに準ずる行為

(4)　前項によりこの積金が解約され掛金残高がある場合、所定の受取欄に届出の印章により、記名押印して当店に提出してください。

この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

１０．（届出事項の変更、証書の再発行等）

(1)　この証書や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた

損害については、当金庫は責任を負いません。

(2)　この証書または印章を失った場合のこの積金の給付契約金等の支払いまたは証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

１１．（成年後見人等の届出）

(1)　家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2)　家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。

(3)　すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前２項と同様に、直ちに書面によって届出てください。

(4)　前３項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。

(5)　前４項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１２．（印鑑照合）

証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

１３．（譲渡、質入れの禁止）

(1)　この積金および証書は、譲渡または質入れすることはできません。

(2)　当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

１４．（保険事故発生時における積金者からの相殺）

(1)　この積金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この積金に、積金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で積金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2)　前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。

①　相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、積金証書は届出の印章により記名（または署名）押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この積金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には積金者の保証債務から相殺されるものとします。

②　前号の充当の指定がない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いた

します。

③　第１号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3)　第１項により相殺する場合の利息相当額等については、次のとおりとします。

①　この積金の利息相当額の計算については、その期間を払込日から相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定年利回を適用するものとします。

②　借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等については、当金庫の定めによるものとします。

(4)　第１項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

１５．(休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1)　この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

① 当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日

② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③ 当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第３条第２項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

④ この預金が休眠預金等活用法第２条第２項に定める預金等に該当することとなった日

(2)　第１項第２号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

① 預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日）

② 初回の満期日後に次に掲げる事由が生じたこと／当該事由が生じた期間の満期日

(a) 異動事由（当金庫ウェブサイトにおいて「異動事由」として掲げる事由をいいます。）

(b) 当金庫が預金者等に対して休眠預金活用法第３条第２項に定める事項の通知

を発したこと。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から１か月を経過した場合（１か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限ります。

③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと／当該手続が終了した日

④ 総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金等に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等

１６．（休眠預金等代替金に関する取扱い）

(1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

(2) 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

(3) 預金者等は、第１項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第７条第２項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当金庫からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの（利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと

② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限ります。）

③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

(4) 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第３項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること

② この預金について、第３項第２号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること

③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

１７．（規定の変更）

本規定の各条項は、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、店頭への表示またはその他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。

以　上